



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年4月6日火曜日 第2155号

◇ 目 次 ◇ 告 示

保安林の指定.....	296
公有水面埋立工事のしゅん功認可（3件）.....	296
公 告	
争議行為の通知の公表（2件）.....	299

告 示

○愛媛県告示第431号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年4月6日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 保安林の所在場所
南宇和郡愛南町緑丙339
 - 2 指定の目的
水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第432号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成22年4月6日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
愛媛県
松山市一番町四丁目4番地2
代表者 愛媛県知事 加戸守行
松山市御宝町119番1
- 2 埋立区域

(1) 位置

- ア 1工区
宇和島市下波3104番地先から同3131番地先までの公有水面
- イ 2工区
宇和島市下波3131番地先の公有水面
- ウ 3工区
宇和島市下波3131番地先から同3133番2地先までの公有水面
- エ 4工区
宇和島市下波3748番2地先から同4246番地先までの公有水面

(2) 区域

- ア 1工区
次の各地点のうち、1点から6点までを順次直線で結んだ線、6点と7点を結ぶ平成10年1月26日付け愛媛県指令9河第1349号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面の境界線（C・D・L・+2.25メートル）並びに7点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸と公有水面との境界線により囲まれた区域
基点1（宇和島市下波3109番地先の路側擁壁に設置した金属標）は、北緯33度10分04秒、東経132度27分36秒の地点
1点は、基点1から真北320度43分56秒、24.26メートルの地点
2点は、1点から真北20度09分53秒、2.64メートルの地点
3点は、2点から真北20度08分11秒、1.15メートルの地点
4点は、3点から真北20度09分14秒、6.79メートルの地点
5点は、4点から真北19度31分50秒、1.72メートルの地点
6点は、5点から真北20度18分09秒、7.62メートルの地点
7点は、6点から真北72度29分48秒、27.09メートルの地点

イ 2工区

- 次の8点から9点までを順次直線で結んだ線並びに9点と8点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸と公有水面との境界線により囲まれた区域
基点1（宇和島市下波3109番地先の路側擁壁に設置した金属標）は、北緯33度10分04秒、東経132度27分36秒の地点
8点は、基点1から真北302度57分42秒、27.57メートルの地点
9点は、8点から真北72度17分21秒、7.66メートルの地点

ウ 3工区

- 次の10点から25点までを順次直線で結んだ線並びに25点と10点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸と公有水面との境界線により囲まれた区域
基点1（宇和島市下波3109番地先の路側擁壁に設置した金属標）は、北緯33度10分04秒、東経132度27分36秒の地点
10点は、基点1から真北272度53分54秒、73.42メートルの地点

- 11点は、10点から真北79度46分57秒、3.75メートルの地点
- 12点は、11点から真北80度02分21秒、3.95メートルの地点
- 13点は、12点から真北78度01分43秒、0.36メートルの地点
- 14点は、13点から真北78度03分09秒、0.95メートルの地点
- 15点は、14点から真北78度11分09秒、0.36メートルの地点
- 16点は、15点から真北81度49分22秒、0.86メートルの地点
- 17点は、16点から真北77度31分01秒、9.89メートルの地点
- 18点は、17点から真北76度07分04秒、3.16メートルの地点
- 19点は、18点から真北76度14分51秒、1.67メートルの地点
- 20点は、19点から真北76度01分07秒、5.06メートルの地点
- 21点は、20点から真北74度38分23秒、4.44メートルの地点
- 22点は、21点から真北74度39分00秒、5.45メートルの地点
- 23点は、22点から真北67度25分36秒、0.76メートルの地点
- 24点は、23点から真北73度54分28秒、1.66メートルの地点
- 25点は、24点から真北73度35分24秒、7.72メートルの地点

エ 4 工区

次の26点から33点までを順次直線で結んだ線並びに33点と26点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸と公有水面との境界線により囲まれた区域

基点2（宇和島市下波4245番1地先の堤に設置した金属鈓）は、北緯33度10分05秒、東経132度27分24秒の地点

26点は、基点2から真北59度53分05秒、24.27メートルの地点

27点は、26点から真北146度56分08秒、3.71メートルの地点

28点は、27点から真北146度56分09秒、0.20メートルの地点

29点は、28点から真北239度51分45秒、0.12メートルの地点

30点は、29点から真北239度43分51秒、0.46メートルの地点

31点は、30点から真北137度48分17秒、6.91メートルの地点

32点は、31点から真北133度56分15秒、3.46メートルの地点

33点は、32点から真北133度57分29秒、6.54メートルの地点

(3) 面積

- ア 1 工区 366.26平方メートル
- イ 2 工区 3.90平方メートル
- ウ 3 工区 189.41平方メートル
- エ 4 工区 283.22平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成13年 7 月25日 愛媛県指令港第420号

4 しゅん功認可年月日

平成21年 3 月26日

○愛媛県告示第433号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において

告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成22年 4 月 6 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

宇和島市

宇和島市曙町1番地

代表者 宇和島市長 石橋 寛久

宇和島市栄町港二丁目4番14号

2 埋立区域

(1) 位置

宇和島市下波3057番地先から同3104番地先までの公有水面

(2) 区域

次の1点から12点までを順次直線で結んだ線並びに12点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（宇和島市下波3056番地に設置された金属鈓）は、北緯33度10分08秒、東経132度27分37秒の地点

1 点は、基点から真北198度36分45秒、150.24メートルの地点

2 点は、1点から真北252度29分48秒、27.10メートルの地点

3 点は、2点から真北20度09分53秒、13.10メートルの地点

4 点は、3点から真北110度00分00秒、1.00メートルの地点

5 点は、4点から真北20度00分00秒、2.50メートルの地点

6 点は、5点から真北290度00分00秒、1.00メートルの地点

7 点は、6点から真北20度00分00秒、46.00メートルの地点

8 点は、7点から真北110度00分00秒、1.00メートルの地点

9 点は、8点から真北20度00分00秒、2.50メートルの地点

10 点は、9点から真北290度00分00秒、1.00メートルの地点

11 点は、10点から真北20度00分00秒、66.50メートルの地点

12 点は、11点から真北116度00分00秒、6.08メートルの地点

(3) 面積

2,790.76平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成10年 1 月26日 愛媛県指令 9 河第1349号

4 しゅん功認可年月日

平成22年 3 月26日

○愛媛県告示第434号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成22年 4 月 6 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

宇和島市

宇和島市曙町1番地

代表者 宇和島市長 石橋 寛久

宇和島市栄町港二丁目4番14号

2 埋立区域

(1) 位置

ア A工区

宇和島市下波3131番地先から同3133番2地先までの公有水面

イ B工区

宇和島市下波3748番2地先から同3757番地先までの公有水面

ウ C工区

宇和島市下波4247番地先から同4361番2地先までの公有水面

(2) 区域

ア A工区

次の1点から10点までを順次直線で結んだ線、10点と11点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+2.25メートル)の陸と公有水面との境界線、11点と12点を直線で結んだ線、12点と13点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+2.25メートル)の陸と公有水面との境界線、13点と28点までを順次直線で結んだ線並びに28点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+2.25メートル)の陸と公有水面との境界線で囲まれた区域

基点1(宇和島市下波3109番地先の路側擁壁に設置した金属鈹)は、北緯33度09分52秒、東経132度27分44秒の地点

1点は、基点1から真北273度16分35秒、75.38メートルの地点

2点は、1点から真北28度13分04秒、2.48メートルの地点

3点は、2点から真北116度36分12秒、2.00メートルの地点

4点は、3点から真北26度20分05秒、15.58メートルの地点

5点は、4点から真北72度31分07秒、59.65メートルの地点

6点は、5点から真北200度18分09秒、7.62メートルの地点

7点は、6点から真北199度31分50秒、1.72メートルの地点

8点は、7点から真北200度09分14秒、6.79メートルの地点

9点は、8点から真北200度08分11秒、1.15メートルの地点

10点は、9点から真北200度09分53秒、2.64メートルの地点

11点は、10点から真北244度09分36秒、1.48メートルの地点

12点は、11点から真北252度17分21秒、7.66メートルの地点

13点は、12点から真北254度42分50秒、0.81メートルの地点

14点は、13点から真北253度35分24秒、7.72メートルの地点

15点は、14点から真北253度54分28秒、1.66メートルの地点

16点は、15点から真北247度25分36秒、0.76メートルの地

点

17点は、16点から真北254度39分00秒、5.45メートルの地点

18点は、17点から真北254度38分23秒、4.44メートルの地点

19点は、18点から真北256度01分07秒、5.06メートルの地点

20点は、19点から真北256度14分51秒、1.67メートルの地点

21点は、20点から真北256度07分04秒、3.16メートルの地点

22点は、21点から真北257度31分01秒、9.89メートルの地点

23点は、22点から真北261度49分22秒、0.86メートルの地点

24点は、23点から真北258度11分09秒、0.36メートルの地点

25点は、24点から真北258度03分09秒、0.95メートルの地点

26点は、25点から真北258度01分43秒、0.36メートルの地点

27点は、26点から真北260度02分21秒、3.95メートルの地点

28点は、27点から真北259度46分57秒、3.76メートルの地点

イ B工区

次の33点から38点までを順次直線で結んだ線、38点と39点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+2.25メートル)の陸と公有水面との境界線、39点から44点までを順次直線で結んだ線並びに44点と33点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点2(宇和島市下波4245番1地先の堤に設置した金属鈹)は、北緯33度10分05秒、東経132度27分54秒の地点

33点は、基点2から真北68度29分18秒、24.74メートルの地点

34点は、33点から真北57度53分13秒、2.24メートルの地点

35点は、34点から真北147度53分56秒、1.70メートルの地点

36点は、35点から真北57度44分37秒、6.88メートルの地点

37点は、36点から真北124度23分43秒、25.30メートルの地点

38点は、37点から真北213度56分42秒、4.16メートルの地点

39点は、38点から真北276度24分58秒、15.93メートルの地点

40点は、39点から真北313度57分29秒、6.54メートルの地点

41点は、40点から真北313度56分15秒、3.46メートルの地点

42点は、41点から真北317度48分17秒、6.91メートルの地点

43点は、42点から真北59度43分51秒、0.46メートルの地点

44点は、43点から真北59度51分45秒、0.12メートルの地点

ウ C工区

次の45点から59点までを順次直線で結んだ線並びに59点と45点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+2.25メートル)の陸と公有水面との境界線により囲まれた区域

基点2(宇和島市下波4245番1地先の堤に設置した金属鈷)は、北緯33度10分05秒、東経132度27分54秒の地点

45点は、基点2から真北0度07分40秒、91.77メートルの地点

46点は、45点から真北161度46分55秒、3.47メートルの地点

47点は、46点から真北78度56分16秒、0.03メートルの地点

48点は、47点から真北161度54分52秒、18.79メートルの地点

49点は、48点から真北251度45分45秒、1.51メートルの地点

50点は、49点から真北161度59分36秒、2.63メートルの地点

51点は、50点から真北118度29分02秒、0.10メートルの地点

52点は、51点から真北71度42分04秒、1.44メートルの地点

53点は、52点から真北161度50分41秒、10.55メートルの地点

54点は、53点から真北161度57分00秒、9.97メートルの地点

55点は、54点から真北162度03分52秒、3.47メートルの地点

56点は、55点から真北60度59分10秒、0.03メートルの地点

57点は、56点から真北161度54分26秒、9.21メートルの地点

58点は、57点から真北203度39分25秒、0.02メートルの地点

59点は、58点から真北162度13分42秒、11.00メートルの地点

(3) 面積

ア A工区 924.18平方メートル

イ B工区 214.10平方メートル

ウ C工区 477.95平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成13年7月25日 愛媛県指令港第419号

4 しゅん功認可年月日

平成21年3月26日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成22年3月25日あったので公表する。

平成22年4月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 事件 2010年度賃金引き上げその他に関する事項

2 日時 2010年4月7日正午より本問題が解決に至る間

3 場所

病 院 名	所 在 地
財団法人 正光会今治病院	今治市高市甲786-13
財団法人 正光会宇和島病院	宇和島市柿原1280番地

4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成22年3月26日あったので公表する。

平成22年4月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 事件 2010年度賃金引き上げ・その他

2 日時 2010年4月6日正午以降本問題が完全解決に至る間

3 場所

病 院 名	所 在 地
財団法人 創精会	松山市美沢1丁目10-38
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
医療法人 清和会和ホスピタル	松山市柳原739
財団法人 真光会	松山市南高井1491
医療法人 北辰会まなべ病院	西条市氷見丙477
財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13-47
医療法人 十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町1-1-28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地163

4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。